

# 議案第 88 号 北海道公立学校情報機器整備基金条例案

## 北海道公立学校情報機器整備基金条例

### (設置)

第1条 国から交付される公立学校情報機器整備事業費補助金（附則第3項において「補助金」という。）を積み立て、初等中等教育（文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第4条第1項第7号に規定する初等中等教育をいう。）の公立学校における情報通信機器その他の機器の効率的な整備を図るため、北海道公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

### (基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

### (現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

### (知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条に規定する目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

### (基金の使用の特例)

3 基金は、第3条第1項の規定にかかわらず、補助金を国庫に納付する場合においても、これを使用することができる。

4 第3条第2項の規定は、前項の規定による基金の使用について準用する。

## 説 明

国から交付される公立学校情報機器整備事業費補助金を積み立て、初等中等教育の公立学校における情報通信機器等の効率的な整備を図るための基金として、北海道公立学校情報機器整備基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。